公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る児童福祉法等一部改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士） ア～ウ　［略］	ア～ウ　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第九百四十九号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第七条の三第三号の規定に基づき、国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月十七日　国土交通大臣　中野　洋昌

国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件の一部を改正する告示

国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件（平成三十年国土交通省告示第四百三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	
許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習（同表の上欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとし、かつ、当該受講資格を有する者が受講するものに限る。）	
（略）	
とび・土工事業	一～二十　（略） 二十一　登録道路等法面保護基幹技能者 二十二　登録斜面防災基幹技能者
石工事業	一　登録エクステリア基幹技能者 二　登録石材施工基幹技能者

改正前	
許可を受けようとする建設業が次の表の上欄に掲げる建設業である場合において、それぞれ同表の下欄に掲げる種目に係る登録基幹技能者講習（同表の上欄に掲げる建設業に係る建設工事に関し十年以上実務の経験を有することを受講資格の一つとし、かつ、当該受講資格を有する者が受講するものに限る。）	
（略）	
とび・土工事業	一～二十　（略） （新設）
石工事業	登録エクステリア基幹技能者

（略）	
さく井工事業	一　登録さく井基幹技能者 二　登録斜面防災基幹技能者
（略）	

（略）	
さく井工事業	登録さく井基幹技能者
（略）	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○環境省告示第六十八号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第六条第二項の規定に基づき、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の区域を変更したので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

変更後の区域を表示した図面は、環境省及び北海道庁に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和七年十月十七日　環境大臣　浅尾慶一郎

一　追加する区域

北海道虻田郡倶知安町内国有林後志森林管理署七林班、八林班、十林班及び十一林班の各一部

二　削除する区域

北海道虻田郡倶知安町ニセコひらふ一条及び字山田の各一部

三　区域を表示した図面（省略）

○環境省告示第六十九号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第八条第二項の規定に基づき、ニセコ積丹小樽海岸国定公園に関する公園計画を変更したので、同条第三項において準用する同法第七条第五項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

変更後の公園計画を表示した図面は、環境省及び北海道庁に備え付けて供覧するとともに、環境省のウェブサイトに掲載する。

令和七年十月十七日　環境大臣　浅尾慶一郎

一　特別地域に次の区域を追加する。

北海道虻田郡倶知安町内国有林後志森林管理署七林班、八林班、十林班及び十一林班の各一部

二　特別地域から次の区域を削除する。

北海道虻田郡倶知安町ニセコひらふ一条及び字山田の各一部

三　第三種特別地域に次の区域を追加する。

北海道虻田郡倶知安町内国有林後志森林管理署七林班、八林班、十林班及び十一林班の各一部

四　第三種特別地域から次の区域を削除する。

北海道虻田郡倶知安町ニセコひらふ一条及び字山田の各一部

五　次の単独施設を削除する。

種類	位置
宿舎	北海道虻田郡倶知安町（比羅夫）
駐車場	北海道虻田郡倶知安町（比羅夫）
運動場	北海道虻田郡倶知安町（比羅夫）

六　次の道路を削除する。

（一）車道

北海道虻田郡倶知安町（山田・国定公園境界）から同町（比羅夫駐車場）まで

七　公園計画を表示した図面（省略）